

先着順による市有地売却実施要領

令和7年12月22日付け市有地公売公告(以下「公告」という。)において、次の物件のうち不落札となつたものについて、公告第4(10)の規定に基づき、申込の先着順により随意契約にて売払います。

<売却物件の表示>

番号	所 在 地	登記地目	現況地目	地積 (m ²)	参考価格 (万円)
1	宇佐市大字江須賀字イロリ2423-2	宅地	雑種地	163.90	294
	宇佐市大字江須賀字イロリ2425-4	宅地	雑種地	177.46	
	宇佐市大字江須賀字石塚2429-5	宅地	雑種地	35.89	

※売却物件の地積は実測面積ですが、再測の結果相違が生じても面積及び売買価格の変更はいたしません。

※現況のままでの売払いとなります。土地内に含まれる立木、地上及び地下工作物・建物等は市では撤去しません。

1. 売却方法

- (1) 申込みの先着順により売却します(随意契約)。
- (2) 「普通財産払下申請書」に記入した希望価格が、宇佐市があらかじめ設定した予定価格(非公開)以上で最初に申込みされた方に売却を決定します。
※予定価格は非公開ですが、目安となる参考価格を公開します。

2. 申込者の資格

個人又は法人で次に該当しない者

- (1)地方自治法施行令第167条の4に該当する
(契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人、被保佐人、被補助人等)及び破産者で復権を得ていない者)
- (2)地方自治法第238条の3第1項に該当する
(公有財産に関する事務に従事する職員の行為の制限)
- (3)納付すべき宇佐市税並びに上水道料金(簡易水道を含む)及び下水道使用料(農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む)に滞納がある
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

3. 申込に当たっての留意事項

- (1) 申請書に事実と異なる記載がある場合は、申込みが無効となることがあります。
- (2) 売買契約及び登記は、普通財産払下申請書に記載された名義で行いますので、共有名義を希望する場合は、複数名で申込みを行ってください。
- (3) 現況での引渡しとなりますので、申込前に現地を十分確認してください。
(現地説明会は行いません)

- (4) 物件を所有する目的が、公序良俗に反する場合及び都市計画法その他関係法令に違反する場合は申込を受け付けない。

4. 申込に必要な書類

- (1) 普通財産払下申請書
- (2) 市税並びに上水道料金・下水道使用料等納付状況調査同意書
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承認書
- (4) 個人の場合…市町村が発行する身分証明書
- (5) 法人の場合…法人登記簿謄本

5. 申込方法

- (1) 別添「普通財産払下申請書」に必要事項を記入のうえ、署名捺印し必要な書類を添えて 総務部行財政経営課へ直接御持参ください(郵送不可)。
- (2) 受付場所
宇佐市役所3階 総務部行財政経営課

6. 受付期間及び買受人の決定方法

- (1) 受付期間
令和8年2月26日(木)から令和8年12月28日(月)まで
- (2) 受付時間
8時30分～17時(土・日曜日及び祝日を除く)
- (3) 決定方法
受付の先着順とし、書類選考等で相手方を決定します

7. 売買契約の締結及び代金の支払方法

- (1) 契約日 申込みがあった日から概ね14日以内で本市の指定する日
- (2) 場 所 宇佐市役所3階 総務部行財政経営課
- (3) 支払方法 契約金額の10%(契約保証金)を納入後、土地売買契約を締結し、売買契約代金の残金を30日以内に納めていただきます。
なお、契約締結後30日以内に売買残金が支払われない場合は、契約保証金は宇佐市に帰属します(返還しません)。

8. 売買契約に必要なもの

- (1) 市有財産売買契約書2通(市で準備)
- (2) 収入印紙(契約書貼付用)
- (3) 住民票(所有権移転登記用)

9. 所有权の移転等

- (1) 売買代金の完納をもって、物件の引渡しを行います。
- (2) 物件引渡し後、市で所有権移転登記の嘱託を行います。
- (3) 所有権移転に必要な経費(登録免許税収入印紙等)は、全て買受人の負担となります。

10. 契約の解除

次の場合は、契約を解除します。

- (1) 売買代金を納入期限(指定日)まで納入しないとき
- (2) 虚偽の申請をしたとき
- (3) 契約に違反したとき

【問い合わせ先】

宇佐市総務部行財政経営課公共施設管理係
電話番号:(0978)27-8119(直通)